

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



仙台圏



登米圏



石巻圏



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



©宮城県・旭プロダクション



本情報紙についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ウェブサイト閲覧中に警告音…それ、ニセモノかも？！
- ◆裁判所をかたる架空請求が増えています！
- ◆高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



2019

3 March
月号

第108号

ウェブサイト閲覧中に警告音…それ、ニセモノかも？！

パソコンでインターネットに接続中、突然、警告音が鳴り出し、「ウイルスに感染した」などという警告画面が表れたまま消えず、画面上の電話番号に連絡させるように仕向ける事例が報告されています。このような音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。



パソコンで動画を見ていたら、突然警告音が鳴り出し、止まらなくなりました。パニック状態になり、画面に出ていた「対策をする」という表示のあった電話番号に連絡してしまいました。電話の相手が、1万円ほど払えば音を消してくれると言うので、仕方なくお願いし、クレジットカード番号を教えた。相手の指示に従いパソコンを操作した後、遠隔操作により警告音と画面は消えたが、不審である。

★アドバイス★

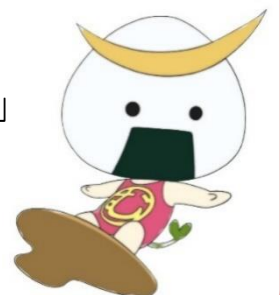
● 警告画面のメッセージを見極める

自分が普段から利用しているセキュリティソフトによる警告ではない場合、特にインターネット利用中にブラウザ画面上に表示される警告はニセである可能性が高いと考えられます。このような場合、画面の指示に安易に従わないようにしてください。警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。

● 電話をかけない

ニセの警告画面の連絡先に電話をすると、「警告音や画面を消すため」とウイルス対策ソフト等をインストールさせられ、料金を請求されることがあります。決してニセの警告画面の連絡先に電話をしてはいけません。

● 困ったときは、お住まいの消費生活相談窓口へ早めにご相談ください。



裁判所をかたる架空請求が増えています！

↓ 送付されている架空請求ハガキ見本

「訴訟」「最終告知」等の言葉を使って焦らせる

特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(寸)885

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。



「差し押さえ」「強制」等の言葉を使って焦らせる

本人が連絡するよう仕向ける

取り下げできる期間を短く設定し、焦らせる

※取り下げ最終期日 平成30年11月29日

地方裁判所管理局
東京都千代田区霞が関
お問合せ窓口 03-
受付時間9:00～19:00

裁判所のほか、公的機関に類似している場合も
(例) 法務省管轄支局国民訴訟通達センター、民間訴訟告知センター、全国紛争相談センター など
※いずれも国の組織とは無関係です。

●裁判所からの通知を見分ける方法●

裁判所から送られる正式な訴状には、以下のような特徴があります。

【特徴①】

訴状が郵便受けに投函されることや、ハガキで送られることはない。

【特徴②】

郵便職員が名宛人に手渡すのが原則で、受取の際に「郵便送達報告書」への署名又は押印が求められる。

★アドバイス★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。
- ハガキに記載されている連絡先に、個人情報を読まないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキに記載されている連絡先に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。

高齢者の消費者トラブルをみんなで防ごう！



必要のない住宅リフォームなどを契約させる点検商法や、宝石などを安値で買い取っていく訪問購入など、高齢者の消費者トラブルについての相談が依然として多く寄せられています。

悪質業者は、高齢者の3つの大きな不安「健康」「お金」「孤独」につけ込み、大切な財産を狙ってきます。

トラブルや被害を防ぐためには、家族やホームヘルパーなど、周囲の方の協力が不可欠です。高齢者を見守って変化に「気づき」、「声かけ」をし、「相談につなぐ」ことが重要です。

1. 見守りから相談までの流れ

- (1) 日頃から高齢者の住宅・居室の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気をつけましょう。(下記チェックリスト参照)
- (2) 少しでも変化に気づいたら高齢者本人に声をかけ、経緯などを確認しましょう。決めつける言葉やとがめる言い方は避け、高齢者の意思を尊重し、話を引き出すよう心掛けましょう。



「何か困っていませんか？」
「その会社、信用できるか一緒に調べてみない？」
「心配だから私にも教えて」など



- (3) トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口にも相談しましょう。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどを通して相談することもできます。

2. トラブルを防止するための日頃の備え

- (1) 地域の見守り活動や、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (2) 通話録音装置などの防犯機能が付いた電話機を利用する方法もあります。
- (3) 認知症等の症状がみられる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

“見守り”と“気づき”のためのチェックリスト

居室・居室の様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- 新品のふとんや消火器など、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動や態度など

- 電話口で困っていたり、不審なやり取りをしていないか。
- 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳に不審な出金の記録はないか。



高齢者の消費者トラブルを防ぐのは、家族や地域の皆様の見守りです！

